三重県国民健康保険団体連合会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日~ 令和 7年 3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1:所定外労働を削減するため、ノー残業デーを周知、実施する。

<対策>

- ●令和5年4月~ 毎月所定外労働の現状を把握。
- ●令和5年4月~ 実施に向け管理職に周知する。
- ●令和5年4月~ 所定外労働とノー残業デーの実施状況を勘案し、毎週水曜日の ノー残業デーを基本に柔軟な対応により所定外労働の削減に取 り組む。

目標2:年次有給休暇の取得を促進する。 有給取得率70%以上とする。

<対策>

- ●令和5年4月~ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握。
- ●令和5年4月~ 計画的な取得に向け管理職に周知する。
- ●令和5年4月~ 年次有給休暇取得の現状分析を継続的に実施し、事務の効率化 を図ることにより取得促進に取り組む。

目標3:産前産後休業や育児休業中の制度、子の看護等特別休暇の情報提供を行い、 制度の利用向上を図る。

<対策>

- ●令和5年4月~ 取得促進のために、育児休業制度や休業中の社会保険料免除など について職員に周知する。
- ●令和5年4月~ 育児休業後に復帰しやすくするため、休業中の職員に資料等送付による情報提供を行う。